

# 身体的拘束最小化

医療法人 秀明会 だいかく病院



## 目次

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方
2. 身体的拘束最小化のための基本方針
  - 1) 身体的拘束の定義
  - 2) 身体的拘束・行動制限禁止の対象となる具体的な行為
  - 3) 身体的拘束禁止の対象とはしない具体的な行為
  - 4) 身体的拘束の5つの方針
  - 5) 身体的拘束を行わずにケアを行うために <3つの原則>
    - (1) 原因の特定とその原因の除去
    - (2) 5つの基本的ケア
    - (3) 「より良いケア」の実現を目指す
  - 6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合
  - 7) 向精神薬等の鎮静を目的とした薬剤使用
3. 身体的拘束最小化のための体制
  - 1) 身体的拘束最小化委員会の設置
  - 2) 委員会の構成員
  - 3) 委員会の検討項目
4. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行わざる得ない場合の対応
5. 身体的拘束等の解除基準
6. 身体的拘束最小化のための職員研修

## 身体的拘束最小化のための指針

### 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の自由を制限することであり、人間の尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束最小化に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない診療・看護・介護の提供に努めます。

### 2. 身体的拘束最小化のための基本方針

#### 1) 身体的拘束の定義

身体拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう（フィジカルロック）

#### 2) 身体的拘束・行動制限禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴や経管栄養等のチューブ類を抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴や経管栄養等のチューブ類を抜かないように、また皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を着用させる
- (6) 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- (8) 脱衣やおむし外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着用させる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

#### 3) 身体的拘束禁止の対象とはしない具体的な行為

- (1) 身体的拘束をせずに患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策として離床センサー、マットセンサーの使用



#### 4) 身体的拘束の5つの方針

- (1) 組織のトップが決意して、病院や施設が一丸となって取り組む
- (2) 議論し合い、共通の意識を持つ
- (3) 身体的拘束を必要としない状態の実現を目指す
- (4) 事故の発生しない環境整備と柔軟な応援体制の確保
- (5) 身体的拘束に代わる代替案を常に考慮し、身体的拘束を極めて限定的にする

#### 5) 身体的拘束を行わずにケアを行うために <3つの原則>

##### (1) 原因の特定とその原因の除去

背景にその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。理由や原因を探り、除去するケアが必要である。

##### (2) 5つの基本的なケア(起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する)の徹底

###### ① 起きる

人間は座っているとき、重力がうえからかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

###### ② 食べる

人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防・感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

###### ③ 排泄する

なるべくトイレで排泄してもらうことを基本に考える。おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物が付いたままになっていると気持ち悪く、「おむついじり」などの行為に繋がることになる。

###### ④ 清潔にする

きちんと風呂に入る事が基本である。皮膚が不潔になることがかゆみの原因になり、そのために大声をだしたり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにすることで本人も快適になり、周囲もケアしやすくなり、人間関係も良好になる。

###### ⑤ 活動する

その人の状態や生活歴にあった良い刺激を提供することが重要である。その人らしさを追求するうえで心地よい刺激が必要である。



(3) 「より良いケア」の実現を目指す

身体的拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常ケアにおいて以下のことに取り組む

- ① 患者主体の行動・尊厳ある生活に努める
- ② 言葉や対応等で、患者の精神的な自由を妨げないように努める
- ③ 患者の思いを汲み取り、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努める
- ④ 身体的拘束等を誘発する原因の特定と除去に努める

6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合

本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、3つの要件のすべてを満たす状態にある場合に本人・家族への説明同意を得て行う。

また、身体的拘束を行った場合は、必要最低限の身体的拘束を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力を行う。

\*緊急やむを得ない場合の3つの要件

切迫性	患者本人又は他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する看護(介護)方法がないこと
一時的	身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

7) 向精神薬等の鎮静を目的とした薬剤使用

- (1) 検査・治療時における薬剤添付文書に基づく向精神薬投与は、身体的拘束(ドラックロック)に該当しないものとする
- (2) せん妄状態に対して薬剤を使用する場合は、精神症状が軽減し安心して治療が受けられるように適切な薬剤を最小限使用する

3. 身体的拘束最小化のための体制

1) 身体的拘束最小化委員会の設置

身体的拘束等の最小化のために、身体的拘束最小化委員会を設置し、3か月毎に開催する。



## 2) 委員会の構成員

- ① 医局長（副院長）
- ② 看護部長
- ③ 病棟師長・病棟副師長
- ④ 病棟看護師
- ⑤ 薬剤師
- ⑥ リハビリ
- ⑦ 医療安全推進

## 3) 委員会の検討項目

- (1) 身体的拘束最小化に関する指針等の見直し
- (2) 「身体的拘束等」の実施状況について検討・確認
- (3) 「身体的拘束等」の代替案、拘束解除に向けての検討
- (4) 職員への指導・教育の実施・研修開催

## 4. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行わざる得ない場合の対応

### 1) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、以下の手順に従って実施し、できるだけ早期に拘束を解除するように努める

#### (1) 多職種間で協議する

- ① 気管切開・気管内挿管チューブ、中心静脈カテーテル、経管栄養チューブ、膀胱留置カテーテル、各種ドレーン等を抜去することで、患者自身に生命の危機及び治療上著しい不利益が生じる場合
- ② 精神運動興奮（意識障害、認知障害、見当識障害、せん妄など）による多動・不穏が強度であり、治療に協力が得られない、自傷・他傷などの害を及ぼす危険性が高い場合
- ③ ベッド・車椅子からの転倒・転落の危険性が著しく高い場合
- ④ 検査・治療で抑制が必要な場合
- ⑤ その他の危険行動

以上のいずれかの状態であり、かつ 3 要件を全て満たすもの

#### (2) 記録

その態様及び時間・日々の患者の心身の状況等観察を記録する  
また、緊急やむを得ない理由も記録する



(3) 患者や家族に説明し、同意を得る

行動制限に関する説明と同意書に沿って説明し、患者または家族の理解と同意を得る

(4) カンファレンスを実施する

- ① 身体的拘束等の必要性をアセスメントする
- ② 身体的拘束等による障害がないか観察し記録する
- ③ 必要がなくなり次第 迅速に解除し、それに伴う危険性の有無を評価する

5. 身体的拘束等の解除基準

- (1) 身体的拘束等に必要な 3 要件を満たさない場合
- (2) 身体的拘束等を継続する必要性がなくなった場合

6. 身体的拘束最小化のための職員研修

- (1) 入院患者に係わる職員を対象として、身体的拘束最小化に関する研修を年 2 回以上実施する